

仕 様 書

建設局都市整備部市街地整備課

(担当 明石、古川 電話 222-3580)

件 名	山科駅前公共施設の産業廃棄物収集運搬業務
契 約 期 間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契 約 条 件	<p>1 総則</p> <p>(1) 受注者は、京都市契約事務規則及び関係法令等を順守するとともに、本仕様書に基づき実施すること。</p> <p>(2) 受注者は、労働基準法及び労働安全衛生法を順守のうえ、実施すること。</p> <p>(3) 受注者と京都市（以下「本市」という。）は関係法令に基づく委託契約書を締結する。</p> <p>2 作業内容等</p> <p>(1) 収集運搬する産業廃棄物は、缶、ビン、ペットボトル等（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず）を予定している。</p> <p>(2) 山科駅前中交通広場（京都市山科区安朱棧敷町）の産業廃棄物について、ごみ集積場所に集められた産業廃棄物を収集して、本市が別途公募し契約する産業廃棄物の処分業者の処理施設（株式会社タケノウチ（滋賀県大津市大石中六丁目2番20号）を予定している。）まで、許可された車両で適切に運搬すること。</p> <p>なお、当該処理施設の受入可能時間中（午前9時～午後3時）に搬入すること。</p> <p>(3) 産業廃棄物の処分業者と協力し、常に誠意をもって業務に当たることとする。</p> <p>(4) 収集後は、当該集積場所の清掃及び周辺の整理整頓を行い、清潔な状態を保つこと。</p> <p>(5) 産業廃棄物の収集は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に、毎月2回（年間24回。第2週目及び第4週目の水曜日）、午前6時30分から午前8時30分までの間に実施すること（他の事業者も収集しており、調整を要する。令和7年度は、午前6時30分から午前7時30分の間を実施している。）。ただし、受注者は安全上その他の事情によって必要な場合、本市及び関係各所に協議のうえ、曜日の変更、又は指定の回数を超えて収集を行うことができる。</p>

(6) 作業従事者に対して、常に細心の注意と誠意をもって作業するように指導すること。

(7) 業務の実施に関し、本市、集積場所の管理者、他の収集運搬業者及び関係する産業廃棄物の処分業者等と密接に連絡を取り合うこと。

3 委託予定数量

2.4 m³（毎月2回、年間24回収集運搬予定。1回当たり0.1 m³）

※ 過去の実績量を予定数量としているため、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。

4 産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）の交付等
マニフェストの交付は、本市が指定する事業者が代行する予定である。

受注者は、それぞれの運搬区分に応じたマニフェストのB2、B4、B6票又を本市に提出すること。

5 適正処理に必要な情報の提供

(1) 発注者は、あらかじめ受注者に産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を提供するほか、適宜又は受注者の要求に応じて、委託する産業廃棄物の適正処理に必要な情報を受注者に提供すること。

ア 産業廃棄物の性状・荷姿

イ 性状の変化

ウ 混合等による変化

エ 含有マークの有無／石綿含有産廃の有無

オ その他取扱注意事項

(2) 収集運搬を委託する産業廃棄物の性状等に変更があった場合は、その変更内容及び程度を速やかに書面をもって通知する。

6 契約の解除

(1) 発注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理がいまだに完了していないものがあるときは、受注者は次の措置を講じなければならない。

ア 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契

約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得たうえ、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わせるものとし、その負担した費用を受注者に対して償還を請求することができる。

7 委託料の支払い

受注者は、6月、9月、12月、3月の各末日に契約金額の1/4の額を請求できるものとし、適正な請求があった後、本市は請求を受けた日から30日以内に支払う。

8 その他

(1) 受注者は、この契約に係る義務の履行を第三者に委託し、この契約に係る権利を第三者に譲渡し、又はこの契約に係る義務を第三者に継承させてはならない。ただし、本市の文書による承認を得て法令の定める再委託の基準に従う場合、この限りではない。

(2) 本仕様書に掲げる業務以外の業務の必要性が生じた場合、速やかに報告し、本市と協議のうえ、別途契約を締結する。

(3) 受注者は、本委託契約書を交わす際、受注者として仕様書の最終頁にある「産業廃棄物収集運搬受注者記入欄」の項目について必ず記入し、受注者の許可証を添付すること。また、受注者の委託業務に積替保管を含む場合は、積替保管の項目（所在地、種類、保管上限等）を必ず記載すること。

(4) 本仕様書に定めるもののほか、契約内容の詳細は契約書に記載する。

(5) 本件調達は、本業務に係る本市の令和8年度予算の成立を前提に年度開始前の準備行為として行うものであるため、予算が成立しなかった場合は契約を締結しない。この場合において、本件調達のために行った準備行為等に係る費用が既に発生して

	いたとしても、契約の相手方は当該費用を本市に請求することはできない。
--	------------------------------------

産業廃棄物 収集運搬 受注者記入欄

受注者に関する項目について、下記の欄を記入すること。

ただし、許可証のとおりであれば、『 許可証のとおり』の欄に☑の記入のみとする。

受注者の許可の事業範囲 (作業区分)	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の取り扱える 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
※ 受注者の委託業務に積替保管を含む場合	
受注者の積替・保管場所 の所在地	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者の保管できる 産業廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり
受注者が行う積替え のための保管上限	<input type="checkbox"/> 許可証のとおり